

大分県立[]高等学校PTA規約

第1章 総 則

第1条「名称」

この会は大分県立[]高等学校PTAと称し、事務局を大分県立[]高等学校におく。

第2条「目的」

この会は学校、家庭、社会の協力によって、会員相互の親睦のもと、教育の振興に努め生徒の福祉増進を図る。

第3条「事業」

この会はその目的を達成するために、次のことを行う。

- 1 学校および家庭における教育の理解と振興に努める。
- 2 学校と家庭の関係を一層緊密にし、学校の施設、環境を整備する。
- 3 会員相互の教養を高め親睦を深める。
- 4 学校の体育文化活動を振興するための事業を行う。
- 5 その他この会の目的達成のため、必要かつ有効と思われる行事を行う。

第4条「会員」

次の者は、この会の会員となる。

- 1 生徒の保護者
- 2 教職員
- 3 教育に関心を持ち、この会の目的に賛同する者

第2章 役 員

第5条「役員」

この会に次の役員をおく。

会 長	1 名
副会長	若干名 (内 1 名は校長)
書 記	2 名 (内 1 名は教職員)
会 計	2 名 (内 1 名は事務長)
会計監査	3 名
学校理事	若干名 (内 2 名は教頭)

第6条「顧問」

この会に顧問若干名をおく。顧問は理事会の推薦によって、会長が委嘱し、会長の諮問に応じて会務に参加する。

第7条「任務」

役員の仕事は、次のとおりである。

- 1 会長は会務を統括し、会を代表する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合の代行をする。
- 3 書記は議事の記録庶務一般に従事する。
- 4 会計は会の経理にあたる。
- 5 会計監査は会計の監査にあたる。
- 6 学校理事は会務を補佐する。

第8条「選出」

役員、理事の選出は、次のとおりである。

1. 役員は役員選考委員会の推薦によって選出し、総会の承認を得て決める。
ただし、書記、会計は会長が理事会に推薦する。
また、役員選考委員会の構成は地区理事委員長、各学年委員長、専門委員長とする。
2. 理事は会員の互選により地区理事、学級理事を選出し、別に学校理事をおく。

第9条「任期」

役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第3章 機 関

第10条「機関」

この会に、次の機関をおく。

- 1 総会
- 2 理事会
- 3 常任理事会
- 4 役員会
- 5 進路推進委員会
- 6 学年委員会
- 7 地区委員会
- 8 専門委員会

第11条「総会」

総会はこの会の最高決議機関で、年度当初1回開く。

ただし、会長が必要と認めた場合、臨時の総会を開くことができる。

第12条「理事会」

理事会は役員、地区理事、学級理事で構成し、総会に次ぐ決議機関で、必要に応じて開く。

第13条「常任理事会」

常任理事会は役員、地区理事委員長、各学年委員長、専門委員長、で構成し、理事会に次ぐ決議機関で、必要に応じて開く。

第14条「役員会」

役員会は会長、副会長、書記、会計、必要に応じて常任理事若干名で構成し、総会および理事会常任理事会の企画立案し、必要に応じて開く。

第15条「進路推進委員会」

進路推進委員会は会長、副会長、各学年正、副委員長、学校三役、進路指導主任、進路係で構成し会長直属機関とし、必要に応じて開く。

第16条「学年委員会」

学年委員会は各学年正・副委員長、各学級理事で構成し、必要に応じて開く。

第17条「地区委員会」

地区委員会は地区理事で構成し、必要に応じて開く。

第18条「専門委員会」

専門委員会は次のとおりである。

- 1 研修委員会・・・会員研修に関する計画、実施
- 2 生活指導委員会・・・家庭および学校における生活態度の指導に必要な計画
- 3 保健厚生委員会・・・教職員、保護者、生徒の福祉増進
- 4 広報委員会・・・広報に関する計画、活動

*理事はいずれかの専門委員会に所属し、必要に応じて開く。

第19条「定足数」

すべての会議は会員の過半数で成立する。ただし委任状を認める。
会議における決定は出席者の過半数の同意が必要である。

第4章 会 計

第20条「会費」

会員は正規の会費を納める。会費の額は総会で決める。

第21条「経費」

この会の経費は会費、事業収入および寄付金をもってあてる。

第22条「予算の執行」

会長はこの会の予算の執行に関する権限を副会長である校長に委任する。

第23条「慶弔」

会員の慶弔に際しては、別に定める規定によって慶弔金を支払う。

第24条「会計年度」

会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第5章 地 区

第25条「地区」

この会に、地区をおく。設置する地区は別表のとおりである。ただし、地区の実状により学校と協議のうえ増減することができる。

第6章 表 彰

第26条「表彰」

この会の目的を達成するために特に功績があったと認められるものを表彰する。
表彰者は理事会で選考する。

第7章 改 正

第27条「改正」

この会の規約は総会において出席者の過半数の同意によって改正することができる。

付 則	昭和 57 年 5 月 18 日から実施する
付 則	平成 14 年 5 月 2 日から実施する
付 則	平成 20 年 5 月 17 日から実施する
付 則	平成 21 年 5 月 16 日から実施する
付 則	平成 25 年 5 月 18 日から実施する